生活保護受給就業者の就業構造に関する一考察

吉村 さくら

本稿の課題は、生活保護制度内部の就業者の就業構造の特徴を明らかにすることである。本稿から明らかになったことは以下の点である。第1に、生活保護制度内の就業者数は1996年以降増加している。第2に、就業者は、1985年以降、常用労働者を中心とした構成になっている。第3に、常用労働者の内訳として、非正規雇用が約9割を占め、中でも「パート・アルバイト」が圧倒的多数である。第4に、その職業は、男女とも「技能工、生産工程及び労務作業者」、「保安職業、サービス職業従事者」、「販売従事者」に集中している。第5に、就業者数の増加とほぼ同時期に、稼得増加を理由とした保護廃止件数も増加したが、特に近年では廃止後1カ月という短い期間で再び生活保護再受給に至る、すなわち被保護層へ転落する世帯が多いことである。残された課題は、被保護下の就業者が、一般労働市場の中でどのように位置づくか明らかにすることである。

はじめに

1990年代後半以降,バブル経済崩壊後の長期不況の中で,正規雇用の縮小と非正規雇用への転換が推進された。労働市場の構造転換に伴い,賃金水準の低下と労働条件の切り下げが進行し,その結果,ワーキングプア(働いているにもかかわらず,最低生活水準以下の所得しか得られない人々)が増加した¹⁾。

いま、年間世帯所得200万円未満の就業世帯をワーキングプアとする。総務省「就業構造基本調査」によれば、ワーキングプアは2017年時点で165万4000世帯であった。

また、完全失業者数に対する雇用保険・失業給付の受給率は2019年度時点で23.8%にとどまっている²⁾。失業時の所得保障制度が十分でないため、預貯金や頼ることのできる親族等もない場合、ひとたび失業すると即座に生活保護制度の利用が必要な状況に置かれる。

しかしながら、日本における生活保護制度の捕捉率はおおむね20%程度と言われており、

¹⁾ 伍賀 (2007)。

²⁾ 総務省「労働力調査」(2019年度), 厚生労働省「雇用保険事業年報」(2019年)。

8割の生活困窮世帯は、生活保護が必要な状況にあるにもかかわらず、放置されている³⁾。のちに見るように、生活保護受給者は、稼働能力のない者が圧倒的に多く、ワーキングプアが捕捉されているとは言い難い。日本の生活保護がカバーしているのは、ごく一部の生活困窮者であり、かつ就業困難で公的扶助なしに生活するのは困難な人々である。

このような状態にもかかわらず、日本の生活保護では、保護世帯数の急増、保護期間の長期化を背景に、2005年以降「自立支援」という名のワークフェア的な政策が、貧困・低所得問題への対応策として主流化してきた⁴⁾。具体的には、「生活保護自立支援プログラム」としてハローワークと福祉事務所の連携による就労支援や生活支援が実施されている⁵⁾。

稼働困難な人々が多数を占める生活保護において就労支援施策を導入しても効果は限定的であるという指摘もある⁶⁾。同時に,雇用そのものが細分化し流動化する中で,福祉受給者の就労実態に関心を払わず,就労政策を進めることは,「福祉から労働へと問題を投げ返す」⁷⁾だけでなく、労働市場全体の劣化を促進する可能性もある。

以上の潮流を踏まえ、不安定就業を構成する層として生活保護を受給している就業者を捉えるためには、彼らを労働市場の中に位置づけ、就業構造、賃金構造を分析する必要がある。しかし、被保護者の雇用形態に関する統計は2007年以降、職業に関しては2012年からようやく公開されたのであり、被保護層の就業構造を労働問題として取り組むことはまだ多くない⁸。

以上の問題意識から、本稿の課題は、生活保護受給就業者の雇用形態、職業に着目し、その特徴を明らかにすることである。以下、第1章では、被保護世帯全体と稼働層の動向を把握し、第2章では、雇用形態と性別に見た就業者の特徴を明らかにする。第3章では、被保護就業者の職業構造を分析し、一般労働市場と比較する。第4章では、前章までの就業構造を踏まえ、稼得増加を理由とした保護廃止件数の増加と、保護開催までの期間の短期化を取り上げる。おわりにでは、結論と残された課題を述べる。

1. 生活保護受給就業者の概要

まず、生活保護全体とその中の就業者の動向について概観をまとめる。ここでは、第1に、被保護世帯ならびに就業世帯数が1995年あるいは1996年以降増加傾向に転じたことと、第2に、就業者数は、2018年時点で被保護者総数の16%を占める程度であるが、1996年の最低値

³⁾ たとえば、駒村(2003); 戸室(2016); 橘木・浦川(2006); 江口・川上(2009); 小川(2000)。

⁴⁾ 埋橋 (2007); 桜井 (2017)。

^{5) 「}自立支援プログラム」の実践については、池谷編著(2013)が詳しい。

⁶⁾ 橘木・浦川 (2006); 布川 (2009) など。

⁷⁾ 埋橋(2007)15頁。

⁸⁾ 伍賀 (2014) など。

から見ると3.2倍増加しており、一定の存在感があること、第3に、就業者の構造が1985年 以降、日雇労働者や内職、自営業から常用労働者にその中心を移していることを明らかにす る。

1-1. 生活保護の動向

生活保護受給人員数は、1984年以降、一貫して減少していたが、1995年を底に上昇に転じた。特に、リーマンショックが生じた2009年から2011年まで、前年比11%、11%、6%と急増した。その後、伸び率は鈍化しつつも、2014年には過去最高の216万5895人となった。2019年度時点で、受給人員は207万3117人、保護率は16.4%、受給世帯は163万5724世帯である。

生活保護受給世帯の世帯規模は、一般世帯に比べて小さい。1世帯あたり平均世帯人員数で見ると、一般世帯2.33人に比べて、生活保護受給世帯は1.33人である⁹。これは、保護世帯の半数以上が単身世帯であることが影響している¹⁰。

2018年被保護者調査を用いて、生活保護受給世帯を世帯類型別¹¹⁾の構成比で見ると、高齢者世帯55%、母子世帯5%、障害傷病者世帯25%、その他の世帯15%である。生活保護受給世帯のうち5分の4が、高齢者世帯と障害傷病世帯であり、稼働困難と見られる世帯である。

1-2. 生活保護受給就業者の概要

図1は、1958年から2018年までの生活保護受給世帯数を稼働世帯(世帯主または世帯員が 就業している世帯)と非稼働世帯(働く者のいない世帯)に分けて、それぞれの数と保護世 帯数に占める構成比の推移を示したものである。

^{9) 「}国勢調査」(2015年) 表00200「男女別人口, 人口性比及び世帯の種類(2区分)別世帯数, 世帯人員」),「被保護者調査」(2015年)表 1-1,表 1-2。なお,2019年時点の生活保護受給世帯の平均世帯人員数は、1.26人である。

¹⁰⁾ 社会階層研究の大家である江口英一は、低所得世帯の世帯規模が小さい理由は、「扶養すべき人 員はできるだけはじき出して世帯を縮小」しているためであることを指摘している(江口1979: 339)。江口がこのことに言及したのは1970年末であるため、再度検討は必要であるが、現代におい ても通用する面があるだろう。

¹¹⁾ 各世帯類型の定義は以下の通りである。「高齢者世帯」は男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯、「母子世帯」は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子のみで構成されている世帯、「障害者世帯」は、世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯、「傷病世帯」は、世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯、「その他の世帯」はいずれにも該当しない世帯を指す。また、「その他の世帯」は、就労による自立支援を促す根拠として例示されるような男性単身者世帯だけでなく、例えば18歳以上の子がいる実質的な母子世帯なども含まれている。

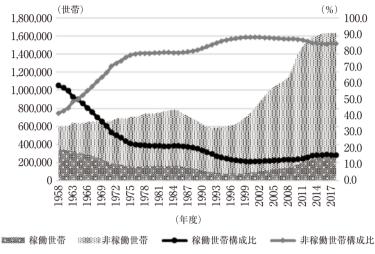


図1 稼働・非稼働別の世帯数、構成比推移(1958~2018年度)

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次推移統計表 n 3 より作成

生活保護における稼働世帯は、1959年以降、長期的に見て減少傾向にあった。1964年には、 稼働世帯と非稼働世帯の構成比が逆転し、被保護世帯の非稼働化が進んできた¹²⁾。

その後、被保護世帯全体の動向とほぼ同じく、1996年の7万9466世帯を底に増加している。 しかし、図1からも明らかなように、被保護世帯全体で見ると、稼働世帯の伸びは小さいこ とには留意したい。この増加は、働きながら貧困な人々が積極的に捕捉されるようになった のではなく、増加する生活困窮者に対応せざるをえない中でごく一部で適用されたための増 加である¹³⁾。

2018年被保護者調査を見ると、就労人員数は27万5681人、稼働世帯は25万6434世帯、被保護世帯総数に対する構成比は15.7%である。世帯類型別構成比を見ると、高齢者世帯18%、母子世帯16%、障害傷病世帯29%、その他の世帯37%である。

さらに、図2では、世帯主の就労状況の長期的推移を示した。この図から、被保護世帯の就労形態の変遷を見ることができる。すなわち、1965年ごろまで日雇労働者や内職といった伝統的な不安定就労¹⁴⁾、あるいは自営業などを含めたその他が中心であったが、1985年に常用勤労者が最多となり、以降は中心が常用勤労者にシフトしたことが分かる。

2018年時点での世帯業態別構成比は、「常用勤労者」75.4%、「日雇労働者」11.0%、「内職」4.4%、自営業、家族従事者を含む「その他」が9.2%となっており、そのほとんどが被用者

¹²⁾ 岩田 (2005) 178頁。

¹³⁾ 岩永 (2011) 273-285頁。

¹⁴⁾ 岩田 (2005) 181頁。

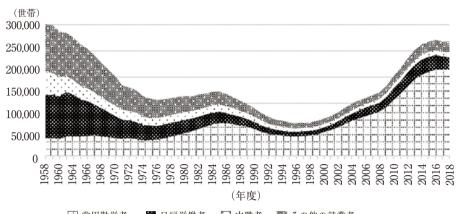


図2 世帯主の就労の状況別の推移

📑 常用勤労者 🔀 日雇労働者 🖸 内職者 🎆 その他の就業者

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」月次年度次表 n 3 より作成

として働く者であることが分かる。ただし、この常用勤労者は、次章に見る通り、期間の定めあり雇用、すなわちパートなどが含まれており、いわゆる常雇や正社員を直接意味しない点に注意が必要である。

2. 雇用形態別に見た生活保護受給就業者

前章最後では、主たる構成層が常用勤労者であることを述べた。本章では、この常用勤労者について、雇用形態と性別から特徴を見る。

2018年時点で、正規雇用労働者は1万3682人、非正規雇用は19万1142人であり、常用勤労者の実に93.3%が非正規雇用である。一般労働市場における非正規雇用が被用者の約40%であることと比較しても圧倒的である(図3)。ただし、これは一般的に非正規雇用が低賃金であることから考えれば、当然とも言える。

表1は、2007年から2018年の生活保護受給就業者数を正規雇用、非正規雇用と、自営業や 家族従業者、内職を含めたその他¹⁵⁾に分け、その推移を示している。

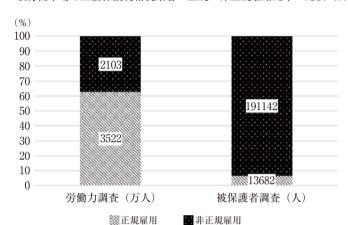
正規雇用は、2007年以降、相対的に横ばいに推移し、2018年時点で1万3682人である。非正規雇用は、右肩上がりの増加傾向にあり、2018年時点で正規雇用労働者の約20倍にあたる26万1999人になっている。生活保護を受給しながら働く人全体の69%が、非正規雇用なのである。なお、自営業などを含めたその他も増加している。

つまり、全体では、2012年以降、正規雇用は微減し、非正規雇用、自営業などその他は増

¹⁵⁾ 中間的就労も、ここに含まれている可能性がある。

大した。総務省「労働力調査」によれば、同時期の一般労働市場は、非正規雇用がおよそ 200万人増加する一方で、正規雇用も約200万人増加しており、被保護世帯の動向は、一般労 働市場にそれと異なることが分かる。

図3 一般労働市場と生活保護受給就業者の正規・非正規雇用比率の比較 (2018年)



(出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-5, 総務省「労働力調査」各月表 I-1 より作成

表1 雇用形態別の就業者数推移

(人)

				(人)
年	計	正規	非正規	その他
2007	144,310	11,410	102,800	30,100
2008	148,860	11,880	105,690	27,840
2009	158,090	11,750	112,840	33,500
2010	181,970	14,980	129,970	37,020
2011	214,310	14,500	120,660	79,150
2012	241,886	16,663	165,398	59,825
2013	258,383	17,163	181,504	59,716
2014	262,026	16,574	188,034	57,418
2015	270,667	15,677	190,187	64,803
2016	273,543	14,705	192,631	66,207
2017	292,844	15,288	202,321	75,235
2018	275,681	13,682	191,142	70,857
(street) to				

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-4 より作成

さらに、表2の通り、性別に着目すると、2012年から2018年に至るまで、女性は13~15万人の間を推移している。これは、一般的に母子世帯の稼働率が高いことを反映していると考えられる。事実、2018年時点での被保護母子世帯の稼働率は50%であり、被保護世帯総数に占める稼働世帯の比率15.7%を大きく上回っている。

また、ここで着目したいのは、非正規雇用男性の伸び率である。2012年を1とした場合の 各年の伸び率を見ると、常に生活保護受給就業者のほうが一般労働市場の伸び率を上回って いることが分かる(表 3)。生活保護層へと転落する人々が増加しているのである。

このことから、生活保護受給就業者の構造には、低賃金、不安定労働者である女性パートタイム労働者が多いと言う日本の雇用構造と、日本型雇用のあり方の転換に伴う男性非正規労働者の増加が、一般労働者よりも進んだ形で反映されていると言える。

(人) 計 正規 非正規 年 男 女 男 女 男 2012 116,689 8,505 108,184 65,372 8,158 57,214 2013 8,661 8,502 116,033 74,132 124,535 65,471 2014 78,253 126,355 8,571 8,003 118,352 69,682 2015 80.048 125.816 8.194 7.483 71.854 118.333 2016 82,084 125,252 7,754 6,951 74,330 118,301 2017 88,997 128,612 6,977 121,635 8,311 80,686 76,659 2018 84,018 120,806 7.359 6,323 114,483

表2 性別,正規・非正規別従業員数の推移

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-5 より作成

表 3	2012年を基準と	したときの男性	非正規労働者の伸び率

年	被保護者調査	労働力調査
2012	1.00	1.00
2013	1.10	1.09
2014	1.14	1.12
2015	1.21	1.12
2016	1.25	1.16
2017	1.38	1.17
2018	1.31	1.18

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-5, 総務省「労働 力調査」各月表 I-1より作成

			(人)			(%)
	計	男	女	計	男	女
パート	115,868	34,600	81,268	60.6	45.1	71.0
アルバイト	63,796	35,766	28,030	33.4	46.7	24.5
派遣職員	5,331	2,905	2,426	2.8	3.8	2.1
契約社員・嘱託	6,147	3,388	2,759	3.2	4.4	2.4
計	191,142	76,659	114,483	100.0	100.0	100.0

表 4 雇用形態別に見た生活保護受給中非正規雇用労働者数と構成比 (2018年)

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-5 より作成

さらに、生活保護受給就業者の非正規雇用労働者を「パート」、「アルバイト」、「派遣職員」、「契約社員・嘱託」の4つの雇用形態別に見ると、「パート」、「アルバイト」で合わせて17万9664人(94.0%)とほぼ全体を占めている(表4)。

なお、働いている者の約80%は世帯主である。これは、主に生活保護受給世帯に単身世帯が多く、その単身者が働いていることを反映している。また、働いている世帯員については、19歳未満の「子」が最も多い。これは、中学校、高校の卒業・中退後に、「自立」を目指すなどのためアルバイトに従事している場合が考えられる¹⁶。

世帯内の稼働状況を見る一例として、稼働率の高い母子世帯とその他の世帯を取り上げる (表 5、表 6)。母子世帯では、働いている母親の7割弱がパートを占め、子はアルバイトが 8割を占めている。その他の世帯では、母子世帯より低いが依然としてパートが占める割合 が高くなっている。これは、18歳以上の「子」がいる実質的な母子家庭の母親の稼働が表れ

表5 被保護世帯の雇用形態別就労人員(母子世帯, 2018年)

(人, %)

母子世帯	総数		世春	 芦主	世帯員		
総数	45,386	100.0	38,432	100.0	6,954	100.0	
正規の職員・従業員	2,417	5.3	2,371	6.2	46	0.7	
パート	26,282	57.9	25,879	67.3	403	5.8	
アルバイト	11,249	24.8	5,634	14.7	5,615	80.7	
派遣職員	735	1.6	711	1.9	24	0.3	
契約社員・嘱託	873	1.9	865	2.3	8	0.1	
その他	3,830	8.4	2,972	7.7	858	12.3	

⁽出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 6-4 より作成

¹⁶⁾ 池谷編著 (2013) 76頁。

表6 被保護世帯の雇用形態別就労人員(その他の世帯, 2018年)

(人, %)

					(, +, , , , ,	
その他の世帯	総数		世帯主		世帯員	
総数	104,921	100.0	79,655	100.0	25,266	100.0
正規の職員・従業員	6,476	6.2	4,729	5.9	1,747	6.9
パート	47,709	45.5	38,965	48.9	8,744	34.6
アルバイト	27,328	26.0	18,587	23.3	8,741	34.6
派遣職員	2,690	2.6	2,280	2.9	410	1.6
契約社員・嘱託	2,759	2.6	2,308	2.9	451	1.8
その他	17,959	17.1	12,786	16.1	5,173	20.5

(出所) 同上

表7 保護開始理由別の保護開始世帯数

(世<u>帯)</u>

								(世刊)
年度	総数	傷病	窮迫保護 で医療 扶助単給	要介護 状態	働いていた 者の死亡・ 別離等	働きによる 収入の 減少・喪失	その他収入の減少	その他
2007	13,885	5,981	1,488	77	614	1,920	2,878	927
2008	16,310	6,838	1,605	84	656	2,561	3,581	985
2009	25,227	7,617	1,610	105	954	7,016	6,322	1,603
2010	24,088	6,733	1,259	120	1,002	6,140	7,013	1,821
2011	20,521	5,657	1,077	125	926	4,780	6,227	1,729
2012	19,959	5,328	1,009	108	750	4,371	6,456	1,938
2013	17,962	4,735	867	112	682	3,547	6,113	1,907
2014	17,142	4,443	552	115	653	3,208	6,311	1,860
2015	16,747	4,216	565	119	615	2,993	6,474	1,767
2016	15,856	3,981	370	115	564	3,021	6,353	1,670
2017	15,191	3,779	318	132	513	2,738	6,258	1,632
2018	14,909	3,492	299	144	482	2,536	6,474	1,619
()	E 1.1 (F) 246 14 27			b.				

(出所) 「被保護者調査」月次年度次表28より作成

ているものと考えられる。

「パート」、「アルバイト」が多数を占める理由として、受給者本人が疾病や障害、子育て、介護などを抱えているためフルタイム就労が困難であり、短時間労働が中心になること¹⁷⁾や、

¹⁷⁾ 駒村 (2003)。

表8 その他収入の減少の内訳

(出所) 同上

一定期間就業せず、預貯金を切り崩して生活したのちに生活保護受給を開始した場合、「ならし」としてパート、アルバイトを通じて短時間労働に従事するためであることが考えられる¹⁸⁾。近年多くなっている預貯金の減少を理由とした保護開始と、就業者のパート、アルバイトの多さは無関係ではないだろう。リーマンショック以降、2009年から「働きによる収入

¹⁸⁾ 池谷編著 (2013) 87頁。

の減少・喪失」とともに、「預貯金の減少」が顕著に伸びていることも関係していると見て よかろう (表7、表8)。

また、1980年代以降の不安定就業を見るうえで欠かせない派遣労働者が、生活保護の就業構造内で少数であることは象徴的である¹⁹⁾。総務省「労働力調査」(2018年)によれば、「派遣職員」は5331万人、「就業構造基本調査」(2017年)によれば、所得299万円未満の「派遣職員」は119万9700人であるが、「派遣職員」は5331人(2.8%)である。

3. 生活保護受給就業者の職業

前章では、生活保護受給就業者は、圧倒的に非正規雇用労働者が多く、特にそもそも女性が多いことに加え、男性非正規労働者が増えていることを述べた。そして、非正規労働者の中でも、主に「パート」、「アルバイト」など短時間労働に従事する層で構成されていると分かった。本章では、ごく簡単にではあるが、正規・非正規それぞれの就業者構造を職業別に分類し、特に多数を占める非正規について、一般労働市場における非正規労働者の年収を参照して特徴を読み解く。

2018年の生活保護受給就業者の正規・非正規雇用労働者それぞれの上位3職業は表9,表10の通りである。表から明らかなように、正規・非正規に関係なく、「保安職業、サービス職業従事者」が最も多い。量として多数を占める非正規雇用に着目すると、男女で順番は前後するが、「保安職業、サービス職業従事者」、「技能工、生産工程及び労務作業者」、「販売従事者」である。

一般労働市場においても、ここに挙がった職業は、低所得の割合が高い。2017年就業構造基本調査によると、非正規雇用で働く労働者のうち年収100万円未満の者が占める割合は、「販売従事者」は47.3%、「サービス職業従事者」は53.0%に上る。年収200万円未満で見ると、これら2つは、83.1%、87.4%とほぼ全体を占めるまでに上り、「保安職業従事者」は66.5%、「生産工程従事者」69.2%、「運搬・清掃・包装等従事者」34.8%である²⁰。これらの職業では、

¹⁹⁾ 本稿でこの背景を明らかにすることはかなわないが、1つは、派遣労働者の給与水準が最低生活水準未満となることは少ない、すなわち、仕事がある限りは生活することができ、もう1つは、派遣であるため地域流動性が高く、一定の住所に定住する必要のある生活保護制度では対応できない可能性が考えられる。したがって、「派遣切り」のような失業により、賃金、住まいを失い、貯蓄もなく、失業保険の短期間の受給を終えたあともめどが立たないときに、生活保護受給者という形で現れるようになるだろう(「『コロナで失業』40歳男性はなぜ派遣を選ぶのか」(2020年11月6日)。湯浅2008:143頁など)。また、無料低額宿泊所の問題も大きいだろう。無料低額宿泊所については、山田(2016)が詳しい。

²⁰⁾ 総務省「就業構造基本調査」(2017年) 表42より算出。なお、被保護者調査と就業構造基本調査は、 どちらも日本標準職業分類に基づいて集計されている。

	THE PRODUCTION OF THE OWNER (2010 1)									
	正規雇用									
	男女計	男	女							
1	保安職業, サービス職業従事者	技能工, 生産工程及び労務作業者	保安職業, サービス職業従事者							
	3,555人 (26.0%)	2,011人(27.3%)	1,797人(28.4%)							
2	技能工, 生産工程及び労務作業者	保安職業, サービス職業従事者	事務従事者							
	2,814人(20.6%)	1,758人 (23.9%)	1,081人(17.1%)							
3	事務従事者	運輸・通信事業者	販売従事者							
3	1,498人(10.9%)	611人 (8.3%)	828人(13.1%)							

表9 生活保護受給就業者(正規雇用)の上位3職業(2018年)

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」(2018年) 年次個別調査表 6-5 より作成

表10 生活保護等	经计学艺	(非正相屋田)	の上位3職業	(2018年)

	非正規雇用								
	男女計	男	女						
1	保安職業, サービス職業従事者	技能工, 生産工程及び労務作業者	保安職業, サービス職業従事者						
	70,291人(26.8%)	26,967人 (22.7%)	43,324人(30.3%)						
2	技能工, 生産工程及び労務作業者	技能工, 生産工程及び労務作業者	販売従事者						
	40,116人(15.3%)	21,747人(18.3%)	19,004人(13.3%)						
3	販売従事者	販売従事者	技能工, 生産工程及び労務作業者						
	25,800人 (9.8%)	6,796人 (5.7%)	18,369人(12.8%)						

(出所) 同上

もちろん意図的に家計補助的収入に抑えている人もいるだろうが、単独で生計を立てられない所得階層に多くが属している。

なお,正規雇用の場合,フルタイム就労が考えられるため,働きながらの転職活動には困難が伴うことが予想される。

4. 生活保護廃止理由の傾向と再受給世帯の増加

前章まで、近年の生活保護受給者の就業構造について概観をまとめてきた。

第1章に見たように、稼働世帯は、1996年以降増加しており、第2章で見たように、保護

開始理由も、「働きによる収入の減少・喪失」、「預貯金の減少・喪失」が増加している。稼働世帯が増加したことで、生活保護を利用しながら生活基盤を整え、就業による稼得を上昇させ、最低生活費以上の収入を得ることで、保護廃止に至ることを展望できる世帯も増えたと言える。実際、稼働世帯の増加と時期と同じくして、保護廃止に至る世帯のうち「働きによる収入の増加・取得」を理由とした保護廃止が増加し、その変動は同じ形を取っている(表11)。

表11 保護廃止理由別の保護廃止世帯数 (2018年)

(世帯)

								(世帯)
年度	総数	傷病の 治癒	死亡・ 失そう	働きによる 収入の 増加・取得	社会保障 給付金・ 仕送りによる 収入の増加	親類・縁者 等の引取り, 施設入所	医療費の 他法負担	その他
1990	9,509	2,759	2,435	1,828	799	899	111	678
1991	9,007	2,398	2,563	1,677	777	856	109	627
1992	8,645	2,524	2,540	1,365	609	864	93	650
1993	8,603	2,855	2,551	1,173	554	791	82	597
1994	8,450	2,505	2,699	1,173	551	771	71	680
1995	8,773	2,560	2,975	1,132	584	851	49	622
1996	8,558	2,520	2,694	1,063	563	797	62	859
1997	9,136	1,717	3,023	1,161	525	655	47	2,008
1998	9,823	1,695	3,596	1,156	604	649	57	2,066
1999	10,497	1,856	3,645	1,084	538	670	34	2,670
2000	9,958	1,111	2,989	1,104	551	474	48	3,681
2001	9,802	1,149	3,145	1,094	547	467	28	3,372
2002	10,817	1,069	3,517	1,255	590	495	38	3,853
2003	12,965	2,556	4,171	1,431	615	557	47	3,588
2004	11,758	2,669	4,315	1,639	604	582	65	1,884
2005	11,757	2,047	4,588	1,722	660	588	70	2,082
2006	11,670	1,745	4,718	1,721	622	540	62	2,262
2007	10,404	1,312	4,655	1,378	485	531	48	1,995
2008	11,198	1,280	5,009	1,512	592	587	61	2,157
2009	11,641	993	5,045	1,515	819	601	53	2,615
2010	13,070	755	5,760	2,097	851	640	65	2,902
2011	13,841	238	5,650	2,316	800	728	109	4,000
2012	14,772	215	6,143	2,587	755	786	73	4,214
2013	14,872	174	6,207	2,833	668	787	80	4,123
2014	14,346	122	6,240	2,700	641	794	73	3,776
2015	14,609	116	6,314	2,806	658	775	77	3,864
2016	14,250	153	6,447	2,635	576	753	76	3,611
2017	14,272	138	6,578	2,586	721	750	85	3,413
2018	14,107	71	6,728	2,499	609	767	89	3,345

(出所) 「被保護者調査」月次年度次表36より作成

しかし、稼得増加による保護廃止に至った世帯が、その後安定した生活を送っているとは言い切れない。最低生活費をわずかに上回る所得水準で廃止に至ることで、再び失業など社会的事故に遭ったときに、被保護層に転落することが考えられるのだ。2000年以降、過去に生活保護から「自立」したものの、生活保護の利用を再開する世帯数が増加している。特に、就労している世帯は、その伸び率が顕著である(表12)。

これは、一度は生活保護水準(最低生活水準)を超えたにもかかわらず、その後安定した 生活を獲得するに至らず、何らかの理由で最低生活水準以下へと転落する人々が増加してい ることを意味する可能性が高い。

特に注目すべきは、保護再開までの期間が短縮していることである。2000年には、保護再開までの期間が1カ月未満世帯は、保護歴有り世帯の8%であったが、2018年は、16%と2倍に伸びている。これは、保護廃止、いわゆる「自立」後に、急速に再転落していることを

表12 保護世帯数、保護歴有り保護世帯数と2000年を基準としたときの伸び率

(世帯数, %)

年度	世帯総数	保護歴有		就	4	不就労	
2000	719,200	179,990		14,110		165,880	,
2001	767,870	182,880	2%	18,690	32%	164,190	-1%
	,					,	
2002	827,630	182,170	1%	19,200	36%	162,970	-2%
2003	908,790	211,220	17%	21,900	55%	189,320	14%
2004	970,640	222,080	23%	24,540	74%	197,540	19%
2005	1,015,830	224,520	25%	24,830	76%	199,690	20%
2006	1,050,650	211,490	18%	24,250	72%	187,240	13%
2007	1,082,690	214,500	19%	25,230	79%	189,270	14%
2008	1,117,660	220,540	23%	27,170	93%	193,370	17%
2009	1,216,840	224,120	25%	26,340	87%	197,780	19%
2010	1,362,190	233,960	30%	28,130	99%	205,830	24%
2011	1,472,230	203,540	13%	27,560	95%	175,980	6%
2012	1,526,015	215,677	20%	30,845	119%	184,832	11%
2013	1,562,747	225,671	25%	33,801	140%	191,870	16%
2014	1,583,211	238,550	33%	36,527	159%	202,023	22%
2015	1,602,551	245,002	36%	38,132	170%	206,870	25%
2016	1,609,004	236,133	31%	37,403	165%	198,730	20%
2017	1,617,980	244,434	36%	42,363	200%	202,071	22%
2018	1,615,357	252,545	40%	42,558	202%	209,987	27%

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」年次個別調査表 1-13より作成

表13 保護再開までの期間別にみた保護歴のある被保護世帯数とその割合

2000 2001 200 179,990 182,880 182,1 100% 100% 10 13,600 14,480 16,6	0001										1							
		2002	2003	2004	2002	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
	2,880	2	211,220	222,080	224,520	211,490	214,500	220,540	224,120	233,960	203,540	215,677	225,671	238,550	245,002	236,133	244,434	252,545
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	14,480	16,920	19,230	17,890	21,130	21,270	24,120	24,380	26,190	27,230	25,010	25,684	29,071	32,850	34,244	34,550	36,241	39,424
%8	%8	%6	%6	%8	%6	10%	11%	11%	12%	12%	12%	12%	13%	14%	14%	15%	15%	16%
22,580 2.	23,120	24,080	26,390	29,090	28,490	27,880	27,220	28,520	28,400	28,530	22,580	22,109	24,364	25,105	25,169	24,084	24,376	25,534
13%	13%	13%	12%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	12%	11%	10%	11%	11%	10%	10%	10%	10%
15,600 1	15,940	16,190	17,550	18,170	19,260	17,640	18,110	17,690	18,550	18,830	14,460	15,102	16,366	16,990	17,049	16,174	16,267	16,811
%6	%6	%6	%8	%8	%6	%8	%8	%8	%8	%8	%2	%2	%2	%2	%2	%2	%2	2%
21,110 20	20,420	21,620	21,980	23,630	23,690	23,020	22,340	24,150	23,210	23,790	17,990	19,337	21,122	22,238	22,404	21,416	21,911	23,139
12%	11%	12%	10%	11%	11%	11%	10%	11%	10%	10%	%6	%6	%6	%6	%6	%6	%6	%6
22,590 2.	23,010	23,500	25,000	26,250	26,260	24,810	24,540	26,510	26,040	27,700	21,180	20,758	23,215	24,629	25,357	24,511	25,258	26,748
13%	13%	13%	12%	12%	12%	12%	11%	12%	12%	12%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	11%
14,090 1;	13,910	14,420	15,620	16,770	16,620	15,010	15,540	15,780	16,740	17,330	13,120	12,632	13,700	14,797	15,339	14,867	15,562	16,553
%8	%8	%8	%2	%8	%2	%2	%2	%L	%2	%2	%9	%9	%9	%9	%9	%9	%9	%2
17,970	18,050	18,160	20,390	21,230	20,210	18,760	18,280	19,950	20,910	21,160	16,180	15,314	16,202	16,808	17,298	16,760	17,631	18,823
10%	10%	10%	10%	10%	%6	%6	%6	%6	%6	%6	%8	%L	%2	%2	%2	%L	%2	%2
23,270 2:	22,190	23,900	25,780	26,530	24,900	23,320	23,200	22,410	23,570	23,740	18,010	17,049	18,126	18,623	18,711	17,565	17,889	18,932
13%	12%	13%	12%	12%	11%	11%	11%	%01	11%	%01	%6	%8	%8	%8	%8	%L	%2	%2
19,700 2	21,290	23,380	26,450	30,760	31,230	27,160	28,020	29,770	26,650	28,990	19,050	18,769	19,508	19,747	20,112	18,807	18,630	18,931
11%	12%	13%	13%	14%	14%	13%	13%	13%	12%	12%	%6	%6	%6	%8	%8	%8	%8	%2
9,480 10	10,470	10,920	12,830	11,760	12,730	12,620	13,130	11,380	13,860	16,660	35,960	48,923	43,997	46,763	49,319	47,399	50,669	47,650
2%	%9	%9	%9	2%	%9	%9	%9	2%	%9	%2	18%	23%	19%	20%	20%	20%	21%	19%

(出所) 同上

意味する (表13)。

以上から、稼働世帯の増加に伴う稼得増加による保護廃止が、必ずしも廃止世帯の生活安定に繋がっているとは断言できない。もちろん、保護歴有り世帯の増加と、保護再開までの期間が短期であることの背景は、労働市場の変化と、生活保護制度における自立支援制度の双方から検討する必要がある。しかし、本章で見たことは、大阪府のある自治体Pを対象に保護廃止世帯の就業、所得状況について研究した桜井(2017)が明らかにしたような、生活保護から抜け出した人々が、再度ワーキングプア化している状況が、一自治体だけでなく、全体として発生している可能性を示唆すると言えそうである。

おわりに

本稿では、1996年以降増加している被保護世帯の就業構造に着目し、その特徴を明らかにした。第1章では、被保護世帯に占める稼働世帯の割合は20%弱であり、限られた対象であることと、しかしながら、1996年の最小世帯数から見ると約10年間で3.2倍にまで伸びていること、その被保護世帯の世帯主の就労形態では、1984年までは、中心であった日雇労働者、内職者、その他の就業者であったが、常用労働者にシフトし、現在は75.4%が常用労働者であることを述べた。

第2章では、主たる構成層である「常用勤労者」について、雇用形態と性別から分析を行った。その結果、2007年から2018年にかけて、被保護世帯では、正規雇用が相対的に横ばいに推移する一方で、非正規雇用と自営業を含むその他が増加していることが分かった。正規・非正規の比率は、一般労働市場と比較して圧倒的に非正規雇用が占める割合が高く、9割に上った。一般労働市場との比較から、男性非正規労働者の伸び率が、一般労働市場を上回ることも明らかになった。さらに、非正規雇用を雇用形態別に見ると、「パート・アルバイト」が非正規雇用全体の94.0%を占めている。これだけ高い理由は、女性のパートが8万1268人(女性非正規労働者のうち実に71.0%)にある。他にも、「パート・アルバイト」は、失業後、失業給付も切れ、預貯金を切り崩して生活する中で、就業から期間が空いたことで、ならしとして短時間労働に従事することが影響しているだろう。

第3章では、職業に着目した。職業については「技能工、生産工程及び労務作業者」、「保 安職業、サービス職業従事者」、「販売従事者」に集中していることを示し、そのほとんどが 不安定就業層と呼びうることを分析した。

第4章では、就業世帯が増加する昨今での、保護廃止状況を考察した。稼働世帯が増えて 以降、保護廃止理由の「働きによる収入の増加・取得」は増大している。被保護世帯の非稼 働化の元では、生活保護を脱却することが難しい層が多いとされたことを踏まえると、逆説 的に、稼働世帯の増加と、働きによる収入の増加・取得は不可分の関係であると考えられる。 つまり、稼働世帯の増加した結果、現職の待遇変化や就職による稼得増加を理由とした保護 廃止の増加に繋がっていると考えてよいだろう。

そして、稼得増加を理由に保護廃止に至った人々が、その後安定した就業で稼得を得て、生活を送ることができるかが肝心である。しかしながら、この間、特に就業世帯において、生活保護を過去に利用した世帯が、一定期間後再び生活保護が必要な状況に転落してくる件数が増加している。さらに注目すべき点は、保護再開までの期間が1カ月未満の層が、保護歴のある世帯数に占める割合を8%から16%まで2倍に増加していることである。このことは、ある自治体について明らかにされた保護廃止世帯のワーキングプア化が、被保護層全体として発生している可能性を示唆すると言えそうである。

残された課題は、以下の通りである。労働市場研究に取り組む神林龍によると、1980年代以降の日本の労働市場の一貫した基調は、「被用者」とくに非正規雇用労働者の増加と、「自営業者の減少」である²¹⁾。そのような労働市場の動向のなかで、被保護層の就業者がどのように位置づけることができるのかは、今後の課題である。そのためにも、第1に、今回明らかにした被保護層の就業について、日本の労働市場内でどのように位置づくのかを明らかにすることが挙げられる。職業大分類によって異なるため、熟練やスキルを検討する必要がある。今後は、雇用形態、パート・アルバイトの内実に迫っていく。

参考文献

池谷秀登編著(2013)『生活保護と就労支援』山吹書店

岩田正美 (2005)「『被保護層』としての貧困」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除―福祉社会 を触むもの』ミネルヴァ書房, 171-194頁

岩永理恵 (2011) 『生活保護は最低生活費をどう構想したか―保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房

埋橋孝文(2007)「ワークフェアの国際的席巻:その論理と問題点」埋橋孝文編著『ワークフェア:排除から包摂へ?』法律文化社,15-45頁

江口英一(1979)『現代の『低所得層』』上、未來社

江口英一・川上昌子 (2009) 『日本における貧困世帯の量的把握』 法律文化社

小川浩 (2000)「貧困世帯の現状―日英比較―」『経済研究』第51巻第3号, 220-231頁

唐鎌直義(2012)『脱貧困の社会保障』旬報社

神林龍(2017)『正規の世界・非正規の世界―現代日本労働経済学の基本問題』慶應義塾大学出版会

伍賀一道(2007)「今日のワーキングプアと不安定就業問題」『静岡大学経済研究』第11巻第4号, 519-542頁

-----(2014)「雇用問題から見た生活保護」『『非正規大国』日本の雇用と労働』新日本出版社,210-220頁

²¹⁾ 神林 (2017) 8頁。

後藤道夫(2011)『ワーキングプア原論』花伝社

駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』第46巻第3号,107-126頁

桜井啓太(2017)「ワーキングプア化する生活保護『自立』世帯」『〈自立支援〉の社会保障を問う 生 活保護・最低賃金・ワーキングプア』法律文化社、2-43頁

橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会

戸室健作(2016)「資料紹介 都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」 『山形大学人文科学部研究年報』第13号、33-53頁

布川日佐史(2009)『生活保護の論点』山吹書店

福原宏幸(2008)「稼働能力を持つ貧困者と就労支援政策:対峙する2つの政策潮流」『経済学雑誌』第 109号. 1-16頁

山田壮志郎 (2016) 『無料低額宿泊所の研究―貧困ビジネスから社会福祉事業へ』明石書店

湯浅誠(2008)『反貧困―『すべり台社会』からの脱出』岩波書店

〈参考 URL (すべて最終アクセス2021年3月31日)〉

厚生労働省「雇用保険事業年報」https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken02/all.html

厚生労働省「被保護者調査」https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html

総務省「平成29年度就業構造基本調査」http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html

総務省「平成27年国勢調査」https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/

総務省「労働力調査」https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16.html

「『コロナで失業』40歳男性はなぜ派遣を選ぶのか―1日の食事は袋麺1食,体重は35キロまで落ちた」『東 洋経済オンライン』 2020年11月 6 日 https://toyokeizai.net/articles/-/386159